

申請に対する処分

処分名	補装具購入又は修理費の支給
根拠法令	障害者自立支援法第76条第1項
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

身体障害者手帳所持者（児童の場合はその保護者）

(2) 申請の方法

奄美市補装具費支給申請書に身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師の作成した補装具処方意見書及び補装具取扱業者が作成する見積書を添付して市民福祉部福祉政策課ゆうあい係に提出する。

(3) 許認可等の要件

義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす・電動車いすの新規申請であるときは、身体障害者更生相談所の判定の結果、適当と認められること。

上記の種目については、修理等に際しても特に医学的判定を要しないと認められる場合を除き、身体障害者更生相談所の判定の結果、適当と認められること。

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）に定める耐用年数に到達しないものの再申請についても、原則として身体障害者更生相談所の判定の結果、適当と認められること。

2 標準処理時間

身体障害者更生相談所の判定が必要なもの 60日

身体障害者更生相談所の判定が不要なもの 14日